

八王子市自殺未遂者支援会議開催要綱

(目的)

第1条 八王子市自殺対策計画に基づき、自殺未遂者対策の推進を図るため、医療機関等との連携強化等をすすめ、未遂者が地域で必要な支援が受けられるよう、八王子市自殺未遂者支援会議（以下「支援会議」という。）を開催する。

(意見聴取事項)

第2条 支援会議は、次の各号に掲げる事項を意見聴取する。

- (1) 未遂者支援のための連携方法に関すること。
- (2) 未遂者の実態把握に関すること。
- (3) 未遂者支援のための人材育成に関すること。
- (4) その他、未遂者支援について必要な事項等に関すること。

(参加者)

第3条 会議は、参加者18人以内により構成する。

2 構成員は、次の各号に掲げる区分の者とする。

- (1) 医療関係者
- (2) 法律関係者
- (3) 行政関係機関
- (4) 市職員

(任期)

第4条 構成員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員は、前任の残任期間とする。

(支援会議等)

第5条 支援会議は、保健対策課長が招集し、座長として会務を総理する。

2 支援会議は、構成員の半数以上の出席により開催することができる。ただし、構成員が出席できない場合においては、所属する団体等の中で構成員が指名する者を代理として出席させることができる。

3 支援会議には、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、意見・説明等を聴取することができる。

(関係会議との連携)

第6条 支援会議は、別に開催する八王子市自殺対策検討会議と連携し、情報共有に努めるものとする。

(秘密の順守)

第7条 支援会議の出席者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、健康部保健対策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営に関する事項は、保健対策課長が定める。

附則

この要綱は、令和元年（2019年）6月1日から施行する。

自殺未遂者支援会議構成員

部 門	
医療関係者	医師会等（救急病院、精神科病院、精神科クリニック） （11名）
法律関係者	弁護士（1名）
行政関係機関	東京都立多摩総合精神保健福祉センター（1名）
市職員	生活自立支援課長
	生活自立支援課専門幹
	地域医療政策課長
	健康部長（保健所長）
	保健対策課長